



# いじめ防止に対する基本方針

磐田市立福田中学校

本校の生徒たちが考える「福田中の生徒の良さ」として、「明るく活気がある」「優しく素直である」「ポジティブな生徒が多い」等の意見が挙げられました。

反面、課題としては、「メリハリやけじめがないときがある」「交通ルールやマナーを守れていない場面がある」と感じている生徒もいました。

生徒一人一人が、自らの夢や志を実現するためには、安心できる学習環境や充実した学校生活が土台となります。そのような学校にするために、生徒たちが互いの人格や人権を尊重し、多様性を認め合い、発揮し合える環境を実現することが求められます。

私たち教職員は、日常生活の対人関係の小さなつまずきがいじめ等に結び付くことがないように、生徒の些細な変化に気付き、生徒に寄り添って、丁寧に指導や支援をしていきます。

いじめは決して許されない行為であること、そして、どの生徒にも、どこでも起こる可能性があることを念頭に、日々の対話や日記指導、生徒相談やアンケートなどを実施する中で、全ての生徒が安心して生活できる学校環境づくりを行っていきます。

## 1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

### 【いじめの表れの例】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団からの無視
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNS等で誹謗中傷をされたり、画像や動画をアップされたりする 等

一つ一つの行為が、いじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子供の立場に立つことが重要です。一方で、予防的認知の観点から、「生徒同士のけんか」や「少し嫌な思いをした」という状態も積極的に認知をしています。したがって、双方が嫌な思いをした場合は、双方がいじめられたという認識で対応します。

さらに、その生徒自身が「心身の苦痛を感じているもの」に加えて、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあるので、その生徒自身の申し出だけでなく、周囲の生徒や教職員、保護者や地域住民からの情報も確認をした上で、いじめが起きていないかを把握する努力を継続的に行います。

## 2 「いじめ」に関する基本的認識

「いじめ」は、「どの子供にも、どの学校においても起こりうるもの」です。

- ・ 誰かをいじめることは人として絶対に許されません → どの社会においても許されない行為
- ・ いじめられている子供、嫌な思いをしている子供の立場に立ち、親身になった指導を行います。
- ・ いじめを傍観して見過ごしたり、はやしたてたりすることも、「いじめ」です。
- ・ 「いじめ」に対しては、教職員と保護者、関係機関が一丸となって、毅然とした指導をします。
- ・ いじめられて傷ついている子供の傷の大きさや深さは、その子にしか実感できません。
  - 子供の発する危険信号を、あらゆる機会に捉えて敏感に感知する必要性を理解します。
  - 自分のクラスや学校に、深刻な「いじめ事件」が発生するという危機意識を共有します。
- ・ いじめは、家庭教育のあり方にも大きな関わりを有しています。
  - いじめ問題は、双方の家庭と連携を取って対応していきます。
  - 双方の家庭の愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいが大切です。
  - 家庭内でのコミュニケーションを推進するような活動を企画します。
- ・ 教師の生徒観や指導のあり方が問われるという認識で対応します。
  - 個性や差異を認め合い、尊重する態度や、その基礎となる価値観を育てる指導を推進します。
  - 道徳教育を通して、生命はかけがえがないこと、生きることの喜びなどを指導します。
- ・ 家庭、学校、地域社会など、全ての関係者が役割を果たして子供の学びや育ちを支えます。

### 3 学校としての取組

#### (1) いじめの未然防止

##### くいじめ防止につながる、発達支持的生徒指導>

一人一人の人権が尊重され、全ての生徒にとって安心して過ごせる場となるよう、日々の教育活動を行います。

- ① 多様性に配慮し、均質化のみに走らない学級・学年・学校づくり  
集団のまとまりを高めることは必要ですが、行き過ぎて同調圧力が強まると、多様性を認め合うことが難しくなります。したがって異なる考えを出し合える雰囲気確保し、お互いの違いを理解し合えるよう働き掛けます。
- ② 人間関係の固定化を防ぎ、対等で自由な人間関係の構築  
生徒が興味を抱くことや夢中になれること等を確認し、互いがそれぞれに異なることに挑戦することを価値づけ、応援し合える雰囲気を大切にします。
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む  
生徒が主体的に取り組む活動を通して、互いに認め合い、仲間の役に立っていると実感できる場を設定する。また、何ができるかを生徒自身で考える機会を設定します。
- ④ 「困った、助けて」と言えるよう、適切なサポートをする  
成長途上にある生徒が、信頼できる大人に甘えたり弱音を吐いたりして援助希求を表出することは、「自立（大人になること）」へと踏み出す一歩であることを理解し、生徒の「困った」をしっかり受け止めることを心掛けます。

##### 《具体的実践》

- ① 道徳教育等の推進  
社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ります。
- ② 子供たちが主体的に活動する場の設定  
学級活動や生徒会活動など、子供が主体的にいじめについて考える機会を設けます。
  - ・ 朝の会や帰りの会での意見発表（スピーチ）
  - ・ 授業での話し合い活動（教え合い・他の意見を尊重する態度）

・生徒会本部と協力して、校内放送での呼び掛けなどによる意識向上。

③ いじめを起こさない学級・授業・部活動経営（学級担任、教科担任、学年主任等）

・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」意識を、集団全体に働き掛けます。また、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定するものであることを理解させ、いじめの「傍観者」から、いじめを抑止する「仲裁者」や告発する「相談者」への転換を促します。

・一人一人の個性や違いを認め、過程を称揚して、安心できる集団を育てます。

・いじめられる側を「絶対に守る」という強い意思を示し、根気強く日常の安全確保に努めます。

・生徒との雑談や、日記等のコメント、生徒同士の会話にアンテナを高くして情報収集に努めます。

・グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方について工夫や改善を行います。

**・教師が気付かないところでいじめが行われる可能性を認識し、十分な注意を払い、折に触れて適切な指導や助言を行います。**

☆ 教師の何気ない言動が、生徒には大きな影響力をもつことに十分留意します。また、教室内がピリピリとした雰囲気、過度の緊張や競争など硬直化した空気が蔓延している等、管理統制が強すぎる学級はいじめが起きやすいことに留意します。

☆ 子供と「馴れ合い」関係に陥りすぎると、ルール（規範）が示せず、影響力の強い子供に毅然たる態度で指導できず、いじめを見抜けなかったり、頻繁にいじめが起きたりする可能性があることに留意します。

④ 教職員の資質向上（生徒指導主事、研修主任）

・スクールカウンセラー（SC）の利用、web相談窓口について、生徒や保護者に周知します。

・休み時間や昼休みの校内巡視等の計画を立て、子供が生活する場の異常の有無を確認し、教職員の意識の向上を図ります。

・実践的な校内研修の機会を設けます。（事例研究、カウンセリング演習など）

・日頃から関係機関等と定期的に連絡を取り、情報交換や連携に取り組みます。

（養護教諭）

・保健室を利用する生徒との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、生徒の悩みを聴きます。

・学校保健委員会等の教育活動の様々な場面で、「命の大切さ」や「人間関係づくり」などについて取り上げます。

（管理職）

**・本校の「いじめ防止対策基本方針」を不断に見直します。**

**・「いじめは人として絶対に許されない」というメッセージを、生徒や保護者、地域に発信します。**

・人間尊重の精神を重視し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進等に計画的に取り組みます。

・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような機会等を積極的に設けるよう教職員に働き掛けます。

・いじめ問題の解決に、生徒自らが主体的に参加する取組を推進するよう、働き掛けます。

・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検を行います。

## ⑤ 保護者や地域への発信

子供の様子に目を配り、いじめや人間関係のトラブルに関する情報を得た場合には、学校に相談するよう、保護者や地域に発信します。

- ・学校だよりや学年だよりの発行。
- ・学校ホームページでの呼び掛け。
- ・学年・学級懇談会で話題にしたり呼び掛けたりする。

## (2) 【いじめの早期発見】

いじめに気付くには、生徒の表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかにも思いを馳せる必要があります。そのために以下の点に留意します。

### ① 子供の実態把握

- ・ 日頃から全人格的な接し方を心掛け、深い人間関係を築く努力をします。

(「ふざけ」のようにも見えるような気になる行為を見逃さない。)

- ・生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめの発見や対応に努めます。特に種々の問題行動が生じているときは、いじめも行われている場合があることに留意します。
- ・生徒の生活実態のきめ細かな把握に努めます。生徒の表情や学級の雰囲気の違いを察知し、いじめを見つけるための積極的な取組を行います。 いじめの解決には SC や養護教諭との連携に努めます。

日常的な観察を基盤に 年3回(学期に1回)のアンケート調査、年2回の教育相談を行います。

Web 相談窓口を設置し、いつでも悩みを相談できる体制を整備します。

### ② 家庭や地域、関係諸機関との連携

- ・学校の「気付き」と家庭や地域の「気付き」を重ね合わせ、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見につなげます。
- ・警察や児童相談所等の関係機関と連絡を密にした情報共有体制を構築します。
- ・必要に応じて、人権啓発センターや法務局など、相談窓口を子供や保護者に周知します。

### ③ インターネットを介したいじめの早期発見

- ・近年は、SNS を介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは察知することが難しく、気付いた時には大きな問題に発展していることもあります。
- ・情報モラル教育(技術・家庭科、道徳、特別活動など)を通して、未然防止の取組を進めます。
- ・教職員が Web 上の問題に理解を深め、生徒の利用実態の変化に可能な範囲で対応します。
- ・保護者に対して、インターネットや SNS の問題は原則として保護者が対応することや、学校では対応できない場合があることを周知します。ペアレンタルコントロールの重要性も周知します。

### ④ いじめの兆候が見られた場合

- ・被害生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、加害側と被害側の主張に隔たりがあることを理由に必要な対応を欠いたりすることがないように配慮します。
- ・生徒や保護者からの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号はどんな些細なものであっても真剣に受け止め、速やかに教師相互において情報交換するなどして、適切かつ迅速な対応を図ります。
- ・校内においていじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。校内における暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆け付けます。
- ・勤務時間外や校外の場合は対応できない場合があります。その場合は、保護者や地域住民から直接、

## 警察等の関係機関への通報や相談をします。

### (3) 【いじめの早期対応】

<いじめへの対応の原則>

- ① 被害生徒の理解と傷ついた心のケア 被害者保護が最優先！
  - 不登校、自傷行為、仕返し行動等の二次的な問題を未然に防ぎます。
  - ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払います。
  - ・いじめに立ち向かう支援者として、「必ず守る」という決意を伝えます。
  - ・辛さや願いを語ることでできる、安心感のある関係や空間を作ります。
- ② 被害者のニーズの確認
  - ・「力になりたいのでどうしてほしいか教えてほしい」と被害者のニーズを確認します。
  - ・安全な居場所を確保し、加害生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提案し、生徒自身に選択させます。同時に、保護者とも相談をします。
- ③ 加害者と被害者の関係修復
  - ・加害生徒が罪悪感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができようことを考えられるように指導します。(加害生徒の保護者にも協力を要請する)
  - ・「いじめは絶対にいけない」という毅然とした態度は崩しませんが、加害生徒の成長支援の視点に立ち、加害生徒が内面に抱える不安や不満を受け止めることも大切にします。
  - ・加害生徒への指導の際、事前及び対応の過程で被害生徒や保護者に同意を得たり、指導の結果を丁寧に伝え、今後の改善のための支援を相談したりします。
- ④ いじめの解消

#### 〈解消の条件〉

- ・いじめに係る行為が止んでいること(目安として3カ月継続している)。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ※単に謝罪をもって、安易に「解消」とすることはできない。

- ・本人や保護者への面談を通じて、継続的に確認します。
- ・いじめが解消に至ったと判断した後も、卒業するまでは注意深く見守り続けます。

#### 《具体的実践》

##### ① 事実関係の究明

- ・いじめを受けている生徒の心理的圧迫感を丁寧に受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係からの情報収集を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行います。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重に配慮します。
- ・指導(聞き取りの内容、家庭訪問の内容など)の記録を丁寧にいきます。記録は確実に保存し、生徒の進学、進級や転学に当たって、配慮が必要な場合には適切に引き継ぎを行います。
- ・いじめを把握した際には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ります。必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関と連携、協力を図ります。

##### ② 実効性ある指導体制の確立

- ・正確な実態把握に基づき、指導、支援体制を組みます。そのために「いじめ対策委員会」を設置し、

チームで指導にあたります。

◎学級担任、顧問が1人で抱え込むようなことがないように、全教職員で配慮します。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター ※必要に応じて：学級担任、部活動顧問、スクールカウンセラー 等

被害生徒・保護者への対応、加害生徒・保護者への対応、教育委員会、警察や児童相談所等の関係諸機関等との連携の必要性の有無、それらとの連絡をします。

③ 被害生徒（いじめを告げた生徒も含む）に対して

- ・ 徹底して守り通すことを、言葉と態度で示し、不安を除去します。
- ・ 友人、教師、保護者などと連携し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制を作ります。
- ・ 「あなたは悪くない」ことをはっきりと伝え、自尊心を低下させないよう支援します。
- ・ 自分を傷付けたり、死を選んだりすることは、絶対にあってはならないことを指導します。

④ 加害生徒に対して

- ・ 加害生徒が内面に抱える問題（交遊関係や学習、進路、家庭などにおける悩みやストレス）に対する不安や不満を受け止め、心情に寄り添った指導を行います。それを踏まえて、いじめが非人間的であることや、他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みが理解できるようにする指導を根気強く継続して行います。
- ・ いじめの状況が一定の限度を超えると学校長が判断した場合、被害生徒を守るため、市教委とも相談をした上で、別室指導や出席停止の措置を講じる場合があります。必要な場合は、市教委や警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策を取ることも検討します。
- ・ 暴行や恐喝などの犯罪行為、インターネットを介した行為等、生徒の命や安全を脅かすようないじめは、直ちに警察等の関係機関に相談・通報を行い、適切な援助を求めます。
- ・ はやし立てるなどして同調していた生徒に対して、それらの行為はいじめに荷担する行為であり、犯罪行為であることを理解させます。
- ・ 周りで見ている生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。

⑤ 被害生徒へのケアと弾力的な対応

- ・ 定期的に教育相談を実施し、生徒の現状を把握するとともに、「先生が気にかけてくれている」という安心感を持たせます。
- ・ 直接の面談以外にも、日記帳へのコメントや休み時間の会話を心掛けたり、本人の周りの友人から情報を集めたりして、状況の把握に努めます。
- ・ 教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラーや養護教諭との連携を積極的に図ります。
- ・ いじめを継続させないため、緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよい。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障が生じないように工夫するなど、十分な措置を講ずる。また、グループ替えや座席替えなども弾力的に行います。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて生徒、保護者に対して必要な支援を行います。

⑥ 家庭・地域社会との連携

- ・ 保護者からの訴えを受けた場合は、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組みます。
- ・ 学校における、いじめへの対処方針、指導計画等の情報については、積極的に公表し、保護者の理解

や協力を求めるとともに、各家庭で、いじめに関して話題にしてもらえるようにします。

- ・実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行います。保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないことを確認します。

#### 4 教職員が身に付けたいスキル

##### (1) 人間関係づくりスキル

- ・学級の中で生じるピアプレッシャー（仲間からの圧力）の軽減。いじめや万引き等を強制させられるなど。
- ・親和的な学級集団づくり。
- ・良質な人間関係形成の下地づくり。

##### (2) 傾聴スキル

- ・F E L O Rモデル。

Facing…相手の顔や表情が見えるようにきちんと向き合うことが、相手に信頼感や安心感を与える。

ただし、対面は「対決の姿勢」と言われ、相手を緊張させてしまうので、角度を少しずらすと良い。

Eye-contact…相手の視線を穏やかに見守る。

Learning、Listening…少し身を乗り出すようにして話を聴く。

Open…胸（心）を開いた姿勢を取る → 相手を受け入れる。

Relax…リラックスした気持ちで聴く。

- ・「受容」「共感」「繰り返し」「明確化」「支持」「質問」の技法。
- ・ワンダウン・ポジションの態度（イーブンではなく、一段下がった態度）。  
相談者が抱える不安や警戒心を解くことから始め、少なくとも「敵ではない」といった認識を得る。

##### (3) 対立解消スキル

- ・対立（いじめ・もめごと）への積極的介入スキル。

##### (4) 勇気づけスキル

- ・行動の原因を探るのではなく、行動の目的を探る。（過去は変えられないが、未来は変えられる）
- ・競争原理から協力原理で、人の喜びを自分の喜びにできる学級づくり、授業づくり。
- ・ペップトークで生徒のやる気を引き出し、気持ちを奮い立たせる。